



島根県報

平成25年3月1日（金）

第2,474号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地処分（2件）	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	2
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	2
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る係数の一部改正	（建 築 住 宅 課）	3
一の敷地とみなすこと等の認定の取消し	（ " ）	3

【公 告】

労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表	（雇 用 政 策 課）	4
平成25年度前期技能検定試験の実施	（ " ）	4
平成25年度技能検定試験の実施	（ " ）	7
公共測量の終了	（用 地 対 策 課）	9
平成25年二級建築士及び木造建築士試験の実施	（建 築 住 宅 課）	9

【正 誤】

平成25年2月8日付け島根県報第2,468号中	（水 産 課）	11
平成21年3月31日付け島根県報号外第50号中	（道 路 維 持 課）	12
平成24年3月30日付け島根県報号外第37号中	（ " ）	12
平成24年7月17日付け島根県報第2,410号中	（ " ）	12

告 示

島根県告示第130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年2月13日付けで県営土地改良事業に係る奥出雲地区（高田・琴枕工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年2月13日付けで県営土地改良事業に係る奥出雲地区（大吉工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第132号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町布部2877-1、2878、2879-1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第133号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

大田市五十猛町1810-37	和田 等
” 2166	辻 裕行
” 1776-7	海塚敬則

(2) 加入区

五十猛加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第134号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成25年3月1日から施行する。

平成25年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表出雲市の項中「第315号」を「第115号、第314号及び第315号」に、

「

直江	中層耐火構造3階建	昭和62	0.96
		昭和63	
		平成3	

を

」

「

直江	中層耐火構造3階建	昭和62	0.96 (第312号の住戸に あつては、0.98)
		昭和63	
		平成3	

に改める。

」

島根県告示第135号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、次のとおり認定を取り消したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象区域

大田市長久町口197-2

2 認定の取消しを行った認定の年月日及び番号

昭和56年3月17日 第13号

3 認定の取消しの年月日及び番号

平成25年2月18日 第3号

公

告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成25年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成25年3月14日から問題解決までの間

場所 次の各施設において、島根県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

安来第一病院、松江赤十字病院、松江赤十字乳児院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院

2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

平成25年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成25年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、マシニングセンタ作業）

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

木型製作（模型製作作業）

家具製作（家具手加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業）

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

石材施工（石張り作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

表装（表具作業、壁装作業）

塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）

広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業）

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工作業、加熱ペイントマシンマーカーク工作業）

産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 受検資格

受検資格は、1級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、1級技能検定については規則第65条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成25年7月21日（日）に学科試験を実施する職種については同年6月5日（水）から同年8月11日（日）までの

間、その他の職種については平成25年6月5日（水）から同年9月10日（火）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 1級及び2級

職 種	学科試験日
造園、金属熱処理、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成25年8月25日（日）
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、木型製作、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成25年9月1日（日）
鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、表装、フラワー装飾	平成25年9月8日（日）

イ 3級

職 種	学科試験日
造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾	平成25年7月21日（日）
金属熱処理	平成25年8月25日（日）

ウ 単一等級

職 種	学科試験日
産業洗浄	平成25年8月25日（日）
路面標示施工	平成25年9月8日（日）

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成25年5月29日（水）に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については、問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島一丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成25年4月8日（月）から同月19日（金）までとする。ただし、郵送（書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。）の場合は、同月19日（金）の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	16,500円	3,100円
婦人子供服製造	13,700円	

ただし、3級を受検する者のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講している者、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講している者（就職している者を除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、専修学校若しくは各種学校に在学する者その他知事が認める者に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
造園、金属熱処理、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾	11,000円	3,100円

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、切手を貼ること。）を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、平成25年7月21日（日）に学科試験を実施する職種については同年8月23日（金）に、その他の職種については同年10月4日（金）に島根県報で公告する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成25年7月21日（日）に学科試験を実施する職種については同年8月末頃に、その他の職種については同年10月上旬に書面で通知する。
- (3) 1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。

また、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-5304）又は島根県職業能力開発協会（電話0852-23-1755）に問い合わせること。

平成25年度技能検定試験（随時実施する3級、基礎1級及び基礎2級）を次のとおり実施する。

平成25年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

受検資格は、3級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の4に規定する者とし、基礎1級及び基礎2級技能検定については規則第64条の5に規定するものとする。ただし、3級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限る。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、3級技能検定については規則第65条第4項の規定により、基礎1級技能検定については同条第5項の規定により、基礎2級技能検定については同条第6項の規定による。

4 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、3級技能検定については規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎1級技能検定については規則別表第13の3の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎2級技能検定については規則別表第13の4の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江西市嫁島一丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

申請書類は随時受け付ける。

なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職	種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
---	---	------------	------------

下記以外の職種	16,500円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	13,700円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、切手を貼ること。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-5304）又は島根県職業能力開発協会（電話0852-23-1755）に問い合わせること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の終了について益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

復旧測量（基準点）

2 作業期間

平成24年11月1日から平成25年2月8日まで

3 作業地域

益田市

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成25年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日及び時間

(1) 「学科の試験」

(二級建築士試験)

平成25年7月7日（日）午前10時から午後5時10分まで

(木造建築士試験)

平成25年7月28日（日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

平成25年9月15日（日）午前11時から午後4時まで

(木造建築士試験)

平成25年10月13日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験地及び試験場

(1) 「学科の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市殿町158

島根県民会館

(木造建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

(2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

(木造建築士試験)

松江市 松江市朝日町478-18

松江勤労者総合福祉センター（松江テルサ）

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成24年以前の二級・木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。

ア 受付期間

平成25年3月19日（火）から同年4月3日（水）まで

イ 受験申込方法

次の宛先（受付最終日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1 財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間及び受付時間

平成25年3月28日（木）午前10時から同年4月3日（水）午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した二級・木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。

また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア 受付地、受付場所及び受付期間

松江市 松江市北田町35-3

社団法人 島根県建築士会

平成25年4月11日（木）から同月15日（月）まで

イ 受付時間

午前10時から午後5時まで

ウ 受験申込方法

受験申込書は、上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が直接提出すること。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成23年又は平成24年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、平成23年又は平成24年の試験（他の都道府県が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書又は平成24年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成25年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

5 受験票の交付等

受験票（受験番号及び試験場所等を明記したもの）については、原則として、平成25年6月14日（金）ごろに、受験有資格者に発送する。ただし、インターネットによる受験申込者については、平成25年4月19日（金）ごろに、発送する。

6 合格者の発表及び可否の通知

平成25年12月5日（木）（予定）。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては平成25年8月27日（火）、木造建築士試験においては平成25年9月10日（火）（いずれも予定）。

7 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部等に掲示する。

8 その他

(1) 設計製図の課題は、平成25年6月12日（水）ごろから財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

正

誤

平成25年2月8日付け島根県報第2,468号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
6	島根県告示第98号中	出雲市（出雲市平田町、多伎町、湖陵町及び斐川町を除く。）	出雲市（出雲市猪目町、十六島町、岡田町、奥宇賀町、釜浦町、上岡田町、唐川町、河下町、久多見町、口宇賀町、国富町、小伊津町、小境町、小津町、湖陵町、西郷町、坂浦町、塩津町、島村町、園町、多伎町、多久谷町、多久町、地合町、出島町、東郷町、東福町、灘分町、西代町、西平田町、野石谷町、野郷町、斐川町、平田町、別所町、本庄町、万田町、美談町、三津町、美保町、美野町及

（び鹿園寺町を除く。）

平成21年 3 月31日付け島根県報号外第50号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第249号 の表中	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 隠岐郡隠岐の島町伊後 ホウノ木畑1090番地先 から同町伊後田代1065 番地先まで </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 隠岐郡隠岐の島町伊後 ホウノ木畑1090番地先 から同町伊後田代1065 番 1 地先まで </div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 隠岐郡隠岐の島町伊後 田代1065番地先から同 町山田向畑797番 2 地先 まで </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 隠岐郡隠岐の島町伊後 田代1065番1地先から 同町山田向畑797番 2 地先まで </div>

平成24年 3 月30日付け島根県報号外第37号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第208号 の表中	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 隠岐郡隠岐の島町伊後 田代1065番地先から同 町山田向畑797番 2 地 先まで </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 隠岐郡隠岐の島町伊後 田代1065番 1 地先から 同町山田向畑797番 2 地先まで </div>

平成24年 7 月17日付け島根県報第2,410号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

平成十一年四月二十
七日付け島根県報
一、〇五四号の正誤
中

箇
所

三
二
一
〇
・
〇
〇

四
二
九
・
〇
〇

誤

三
三
三
一
・
〇
〇

三
八
八
・
〇
〇

正